

沼田市立小・中学校の適正規模及び適正配置について

答申書



豊かな自然、魅力ある地域資源を生かした様々な体験

友達やそして地域にいる多くの人との触れ合いを通じて

豊かな心や挑戦する心を育み

沼田市の未来を担う子供たちの可能性を伸ばすことのできる環境を守っていきたい。

令和6年9月

沼田市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会

沼田市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会では、沼田市教育委員会の諮問を受け、令和6年5月から4回にわたり、児童生徒数の現状や他市町村で工夫している「新しい学びのかたち」などについて審議を進めてまいりました。

学校を再編することは、歴史や文化の観点からも、また地域コミュニティにとっても大きな変化となりますが、本審議会では、「子供たちが生き生きと学べる『より良い学校』」という視点に立ち、検討を行い、結果について以下のとおりまとめました。



1 はじめに

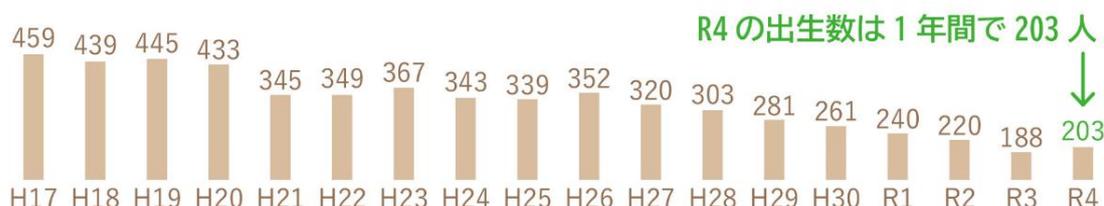
本市においても、児童生徒数の減少は顕著であり、全市的かつ長期的な計画のもと、迅速に学校の再編を進めていくことが必要であります。

再編に当たっては、地域住民や保護者等に丁寧な周知を行うとともに、地域と一体となって沼田市らしさを生かした「新しい学校や教育のかたち」を工夫していくことが望ましいと考えます。

沼田市の児童生徒数の推移（平成21年度～令和11年度）単位：人



沼田市における出生数の推移（平成17年度～令和4年度）単位：人



第1回審議会資料・広報ぬまた8月号より引用

2 「重点目標」及び「具体的な施策」について



※1 「共育(きょういく)」は、「共に」「育っていく」という意味で使用しています。

(1) 地域とともにある学校

- ア 沼田市の良さを生かした体験学習の機会を広げ、郷土愛を育む。
- イ 広く地域と連携・協働し、ふるさとで学び、育てる環境をつくる。

(2) 社会性を育む学校

- ア 友達や地域との関わりなど、より切磋琢磨できる環境をつくる。
- イ 多くのものに触れ、様々な経験をすることで、広い視野を身に付け、子供の可能性を伸ばす環境をつくる。

地域とともにある学校

沼田市は、豊かな自然や魅力ある地域資源など多くの宝を有する地域であり、それらを生かし、心豊かな子供の育成や、たくましく生きていく力を養うためにより良い学習環境の構築が可能であると考えます。

地域の特色を生かした学校環境の構築について、広く地域と連携・協働し検討していくことが大切であると考えます。



第2回審議会資料から引用

社会性を育む学校

昨今は、人口減少やSNSの普及等により、人と人の触れ合いが少なくなっており、学校においては、学習面や各種行事など、切磋琢磨できる環境づくりを進めることがとても大切であると考えます。そのため、異学年との交流や学校間の交流、また地域住民とのつながりを広げていくことは、留意すべき視点であり、子供たちが多くの出会いや経験から、多様な社会に対応していく力を養うための教育体制の構築を図っていくべきであると考えます。



平成21年度 沼田中学校合唱コンクール（3学年合唱）

第2回審議会資料から引用

3 適正規模と適正配置についての基本的な考え方

本審議会では、適正規模・適正配置及び通学区域の基本的な考え方について議論を行い、その結果として、以下のとおり答申します。

(1) 基本的な考え方

統廃合を同時期に短期間で進めることは現実的に難しいことから、優先順位を決め、計画的に進めることが必要と考える。

子供たちは学校生活において、視野を広げ、社会性や人間関係を構築する力、リーダー性を身に付けていくものであり、成長段階を考慮した柔軟な適正規模と適正配置に努めていただきたい。

(2) 適正規模:望ましい学級数

小学校、中学校ともに、複数の学級(1学年2学級以上)が望ましい。

ただし、著しく児童生徒数の減少が見込まれる場合は、優先して統合を検討する。

(3) 適正配置:望ましい通学時間

小学校、中学校ともに、おおむね45分以内に通学できる範囲が望ましい。(スクールバスや自転車通学を含む。)

(4) そのほか望ましい視点

学校の再編は、適正規模と適正配置の両面から検討すべきであり、通学区域が広大な本市においては、「義務教育学校や小中一貫校」、市内全域の児童生徒が選択して通える仕組みである「小規模特認校」などを研究していくことも必要と考える。

審議会の経過等

- (1) 第1回沼田市教育機関の適正規模及び設置に関する審議会
日 時：令和6年5月17日（金） 10：00～12：00
出席委員数：13名参加（2名欠席）
内 容：委員の委嘱
会長、副会長選任
諮問の経過説明
資料等の説明、意見交換
・諮問の背景（将来予測）について
・適正規模について（アンケート結果）
・適正配置について（アンケート結果）
- (2) 第2回沼田市教育機関の適正規模及び設置に関する審議会
日 時：令和6年6月19日（水） 10：00～12：00
出席委員数：14名参加（1名欠席）
内 容：第1回振り返り
資料等の説明、意見交換
・学校施設の現状
・新たな時代の学校教育の構築に向けて
- (3) 第3回沼田市教育機関の適正規模及び設置に関する審議会
日 時：令和6年7月30日（火） 13：00～15：00
出席委員数：13名参加（2名欠席）
内 容：第2回振り返り
答申書案の作成、意見交換
- (4) 第4回沼田市教育機関の適正規模及び設置に関する審議会
日 時：令和6年8月21日（水） 13：30～15：15
出席委員数：12名参加（3名欠席）
内 容：第3回振り返り
答申書の作成、意見交換

沼田市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会委員 名簿

No.	氏 名	区 分	推薦団体等
1	池 田 達 也	小中学校 PTA 代表	小中学校 PTA 連合会
2	角 田 恵 美	小中学校 PTA 代表	小中学校 PTA 連合会
3	大 倉 洋 亮	小中学校 PTA 代表	小中学校 PTA 連合会
4	津久井 宏 明	小中学校 PTA 代表	小中学校 PTA 連合会
5	為 野 大 地	小中学校 PTA 代表	小中学校 PTA 連合会
6	金 子 大 介	小中学校 PTA 代表	小中学校 PTA 連合会
7	小 崎 領	区長	区長会
8	石 井 茂 雄	区長	区長会
9	井 熊 美 保	学識経験者	小中学校校長協議会
10	宮 田 好 子	学識経験者	小中学校校長協議会
11	大 竹 孝 夫	学識経験者	元教育長
12	小 林 昭 紀	学識経験者	青少年育成連絡協議会 会長
13	大 竹 秀 子	学識経験者	元教育委員長
14	遠 藤 由美子	学識経験者	元升形小校長
15	林 薫	学識経験者	元利根西小校長

※第1回審議会において、会長に大竹孝夫氏、副会長に小林昭紀氏を選出

沼田市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会条例

昭和46年10月1日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、沼田市教育機関の適正配置及び設置に関し必要な審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、沼田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として沼田市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市立小中学校の適正配置に関する事項
- (2) その他の教育機関の適正配置及び設置に関する事項

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小中学校のPTA代表
- (2) 区長
- (3) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

- 2 役職により委嘱された者がその職を離れたときは、前項の規定にかかわらず、在任期間中であっても委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の職務を行

う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務の処理)

第8条 審議会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。